

(別紙2)

県民の地震対策の結果等及び今後の対応

令和5年10月

担当課	危機管理部 危機管理政策課
連絡先	0857-26-7894

1 アンケート結果を反映した事業の状況

「鳥取県震災対策アクションプラン」の中間見直しを実施するにあたり、施策項目や新たな取組みについて検討を行う。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>問6 地震防災に係る行政の取組について、特に重要だと思うことを教えてください。

意見	対応方針
災害時の避難場所について、体育館などに雑魚寝では、被災者の体調悪化や防犯面で非常に不安です。そのため、災害時はビジネスホテルなどに家族単位などで泊まれるよう、手配をしてほしい。	県では、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結しており、大規模災害時において被災した災害時要援護者等（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）の避難場所として宿泊施設を確保する必要がある場合は、同組合へ宿泊施設の提供を要請することとしています。 また、県・市町村において、避難者用の段ボールベッドやプライバシー確保のための簡易テント等の備蓄を進めるなど、避難所で安心・安全に過ごしていただくための環境整備を進めています。
避難場所における備蓄の水や衛生品の確保	避難所で必要となる水や衛生品等は、各市町村において必要数量を備蓄しており、避難所に常備又は災害発生時に保管場所から避難所へ届けられます。 避難の長期化等により物資が不足する場合は、県・他市町村、国や協定締結事業者等から避難所へ輸送することとしています。
地震発生時のタイムリーな情報発信	ホームページやあんしんトリピーメール等、多様な媒体を活用し、適時・適切な情報発信に努めます。